

摂関政治史

——藤原道長を中心として——

山 中 裕

今回は、道長時代の摂関政治の特徴を述べて行くことにしてよう。

本論文は、前回の「摂関政治史村上天皇より一條天皇まで」（調布日本文化創刊号）に時代的にも内容的にもつづくものであって、今回は、とくに道長を中心にして行くこととする。そして、摂政・関白というものの本質と概念について、もう一度、今までの諸説を整理しつつ、新たな問題に少しでも入ることが出来れば幸せと考えている。

そこで、早速、道長の時代から始めようと思うが、その以前の摂関の意義などについて、先に多少整理してみたいとおもう。

摂政・関白および摂関政治についての今までの主たる研究は、竹内理三氏の「摂政・関白」（『律令制と貴族政権II』所収）をはじめ、橋本義彦氏「貴族政権の政治構造」（『平安貴族』所収、平凡社選書）、米田雄介氏の「准摂政について」（日本歴史³⁴⁹）、山本信吉氏「平安中期の内覽について」（坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集下』）等々である。その他、摂政・関白の個々についてのべたものは、数多くあり、例えば、坂本太郎氏の「藤原良房と基経」（坂本太郎著作第十卷『歴史と人物』所収）など多いが、それらの論文については、その都度、必要に応じて挙げていこう。

さて、摂政は良房に始まり、関白は基経からであることは衆知のところである。竹内氏は「摂政と関白の別が明らかになつたのは藤原忠平のときからである」と言われ、朱雀天皇即位（延長八年）と同時に「保輔幼主、摂行政事」の詔をうけ（日本紀略）、天皇元服の後、摂政を辞し、改めて「詔万機臣細、百官總」⁽¹⁾、皆關白於太政大臣、然後奏下、如「仁和故事」（日本紀略、天慶四年十一月二十八日）という詔によって、関白となつたとある。ここに從来より常識とされている摂政は、幼帝を輔佐し、関白は成人した天皇を輔佐するという常識の説が確立したのである。それ以前、良房・基経の時代は、律令制の太政大臣が強い権威をもち、摂政・関白は新にそれに附隨する、あるいは、太政大臣を確認のためのようなものであつて、摂政と関白は本質的に相違するものではなかつたという風に言われている。良房・基経時代の摂政・関白については、その後、多くの説が出ており、光孝天皇のとき、元慶八年六月、基経に下された勅は関白の語は見えぬが、その与えられた職能は正しく関白職であり、関白の語は仁和三年十一月、宇多天皇より基経に下された詔を初見とするということは、もう動かすことの出来ないところであろう。橋本義彦氏も竹内氏と同様、

(忠平のとき)

ここに基経のときにはまだ混同されていた摂政と関白の別が明確に自覚され、さらに天皇の大権を代行し得る摂政と天皇の補佐に止まる関白との原則的な差異がしだいに制度化し、ついに天皇幼少の間は摂政を置き、成年の後はそれを改めて関白となすパターンが成立するに至るのである。

と言われ、竹内氏と同様のことと言つてゐるが、これについてもなお、もう少し考慮する必要もあろうと、この頃、私は考えている。

さて、最近、坂上康俊氏⁽²⁾が、そのことに気づかれ「関白の成立過程」（笛山晴生記念論文集）に於て、基経はともかく、忠平のときに摂政・関白が明確に区別されたということについて批判をしている。即ち、氏は竹内氏の御画日や御画可を天皇と摂政のどちらが行なうかという問題について、坂上氏は忠平の時代に天皇が日・可を画いており、摂政が天皇の代行ということはないと多くの例を挙げて説いてゐる。また、関白は「関白」という呼称が確立する前から職務内容

が厳密に規定されていたとされ、宇多天皇の時に関白は明確に規定され、また、太政大臣と明確に区別され、政務処理上のポストとしての関白が確立し、また、関白は天皇の代替りごとに確認されることが大事であるといわれたことは注目すべき見解である。坂上氏の説によると関白は天皇の補佐ということになろう。

さて、摂政の順序で云えば忠平の次の実頼は、村上天皇崩御（康保四年五月廿五日）後、まもなく、冷泉天皇即位前に関白となつた。（日本紀略・本朝世紀・公卿補任・大鏡・愚管抄六月廿二日）『愚管抄』には、

村上ニハ、ハジメハ貞信公関白如元トテアリケレド、ウセサセ玉ヒテノチハ、左大臣ニテ小野宮トノコソハタゞ一ノ上ニテヲコナイト、冷泉院御トキ直チニ関白ノ詔アリケレ、時ノキミノ御器量ガラニテ、カツハヲカル、コトナリ。

とあって、「時ノ君ノ御器量ガラニテ、カツハヲカル、コト也」とは何を意味するか。冷泉天皇の気持によつて置かれたというのであらうか。さらに『愚管抄』は

関白ハ昭宣公摂政ノ後ニ関白ノ詔ハハジマリケリ。（中略）小野宮殿ノ摂政ヲヘズシテ関白詔ハジマリケルヲバ、ヲソレ申サレケリ。

とあって、実頼が始めて摂政を経ず関白となり、ついで関白から摂政となつたことを、『愚管抄』がとりあげている。このとき冷泉天皇は十六歳。成人の天皇として関白になるのがふさわしいということから天皇は実頼を摂政とせずに関白としたのであらうか。とすれば、やはり幼帝は摂政という原則が大きく響いてくる。いざれにしても実頼は、先に関白となり、後に摂政となつたのは重要なことである。

また、同年（康保四年）八月十九日の条には『類聚符宣抄』<sup>四
皇不豫</sup>帝に、

中納言正三位藤原朝臣伊尹宣、奉勅、御薬之間、官奏宜レ申「左大臣」者、此日始官奏、

とあり、『小右記』長和四年七月十日の条には、これを先例として引用し、

(冷泉天皇)
安和御時、(実頼)
故殿坐閑白、主上御惱之間、閑白被_レ下_レ可_レ見_レ官奏之宣_レ彼例可_レ尋送_レ之由、先日有_レ命、仍聊書出奉_レ之先事、

とあり、つづいて、

其御記云、康保四年八月十五日、伊尹卿来云、依_レ御惱不_レ御_レ覽官奏之間、准_レ摶政大臣可_レ見之由、將奏聞之云々、
とあって、ここにも、明らかに摶政と閑白は区別されており、閑白実頼は、天皇病惱の間、摶政に準じて官奏を覽たと
いうことになる。同じように官奏を覧る記述は、翌安和元年六月五日の条(日本紀略・公卿補任)にもみられる。

翌安和二年三月廿六日には、左大臣源高明以下が無実の罪で大宰府に配流となつた、いわゆる安和の変である。この
変に実頼は無関係であったかどうか、文献としての記述は何もない。(『安和の変』については、拙著『平安朝文学の史的研究』
参照)

やがて、安和二年八月十三日には、冷泉天皇は譲位。そして円融天皇が受禅、十一歳のため、幼帝であるから、実頼
は摶政となつた。

このように見て行くと、冷泉天皇のとき、実頼が閑白となつたのは冷泉が十六歳の天皇であり摶政⁽³⁾となる必要はな
かつたからと言えよう。

実頼は、もちろん閑白、太政大臣であり、宇多天皇、基經のとき以来、閑白は大いにその本質を表したとはいえ、や
はり、太政大臣閑白であり、実頼も閑白太政大臣、のちに、円融天皇即位後、摶政太政大臣となるのである。というよ

うに摂関は太政大臣とともにあつた。

次の伊尹は実頼の薨去（安和三年三月二十五日）の後、摂政、太政大臣となつたが、二年後、薨去（天禄三年）となつた。ついで權中納言兼通が母后安子（丹融天皇の中宮）の遺言状によつて俄に先輩数人を超して内大臣関白となつたことは『大鏡』によつても有名である。太政大臣となり六年の関白をつづけた後、頼忠を関白に推挙し、薨じた。（貞元二年十一月八日）頼忠は約十年関白太政大臣をつづけ、円融・花山と二代の天皇の関白太政大臣であつたが、頼忠は外戚関係がなく、花山が出家の後、一條天皇即位となると、頼忠は太政大臣、兼家は右大臣摂政となつた。頼忠は関白を辞し、太政大臣のみとなり、これは一條天皇が兼家の外孫であり、天皇にとって外祖父である兼家は、七歳で即位した幼帝一條天皇のために摂政になるのが当然であつたろう。頼忠は、今までの関白をやめ、太政大臣のままで続けることになつた。

だが、ここに於て、兼家は右大臣であることことが摂政である自分にひどく気になつてきた。そこで、二十日後に兼家は右大臣を辞し、弟の大納言為光にゆづり、自分は摂政のみで行くという方法をとつたのである。いわゆる摂政の独立⁽⁵⁾である。ここに摂政の權威が一段と強くなり、天皇の代行というようななからをもつことも出来るようになつたといふことが出来、従つて忠平の時代の幼帝の補佐という意味は、この兼家に至つて始めて大きな意義をもつようになつたと言ふことが出来る。そして、ここに於て、太政大臣と明確に摂政が分れたことが重要である。宇多天皇と基經のとき、また、太政大臣の職掌を博士たちに光孝天皇が調べさせたということで、段々と摂政や関白に意義が重ぜられてきて、太政大臣の本質が何となくあいまいになつてきたのを天皇が心配して、天皇はその様な行為に出たのだろうが、はじめ太政大臣の確認のような意味をもつた摂政・関白は、ここに始めて独立して摂政が權威をもつこととなつた（拙著『平安人物志』所収、「藤原兼家論」参照）。

従つて摂政が天皇の代行という意味をもつのは忠平でなく兼家と私はする。

だが、兼家は、太政大臣頼忠が薨去（永祚元年六月廿六日）すると、そのあとを太政大臣になつた。それは一條天皇の元服が近づいたからである。天皇元服には太政大臣が加冠・理髪の役をするのがしきたりとなつてゐる。その上、我が外孫天皇の元服となれば、当然、そのような考えにもなるのであらう。結局、摂政を独立するような努力をしたもののが、

今まで、ここに太政大臣を兼任するということでは、元の体制になってしまふ。兼家の摂政独立の意図は何であつたのだろうか。これは我が外孫の天皇の元服の加冠をやりたいということが大きなことであつたのであろう。兼家の後は長男道隆が苦勞もせずに摂政になつた。ここでは対抗馬もなく、スマーズになることが出来たのである。だが、道隆は最初から関白である。之は一條天皇が成人（このとき十一歳）しているならともかく、まだ幼帝である。兼家は出家し（正暦元年五月八日）内大臣道隆は関白となつた。そして同月二十六日摂政となつたのである。なぜ、最初摂政にならなかつたのか、短い二十日足らずの間に関白から摂政となつたのである。この道隆についてはあまり摂政・関白を論ずる場合に問題にされていないが、やはり疑問である。後の文献であるが、『中右記』嘉承二年十一月三日の条に、「摂政暫為下臈例」とあって、

正暦（二ケ度）とあり、

太政大臣為光、左大臣雅信、右大臣重信、摂政前内大臣道隆、内大臣道兼。（中略）

正暦元年左大臣雅信、右大臣為光、
内大臣道隆五月廿六日
摂政不列上、

と表が書かれている。左が正暦元年であり、右は正暦二年である。従つてこの表は正暦元年は内大臣関白である道隆は、為光・左大臣雅信・重信より下臈であったが、摂政になることによつて上臈にならず、暫く下臈でいたことを示した所であろう。これを見ても明らかに摂政は関白より上にある最上位のものという意識があつたことがわかり、廿日間のうちに関白から摂政になつた理由は、のことであつたと考え得る。『公卿補任』に、正暦元年五月「同廿六日更令「摂政」とあり、『日本紀略』には、

五月廿六日、詔以_二関白内大臣_一改_二関白_一摂_二行政事、

とある。そして正暦四年、四月二十二日天皇が成人し十四歳になつたため、道隆は再び関白となつてゐる。（小右記・日本紀略・百練抄）これについても『小右記』四月廿三日の条には、

参内、昨日摂政重上_二辞表_一第二度云々、依_二請停_一摂錄任_一、有_二關白之勅答_一、則又有_二詔書_一云々、万機巨細、百官已總、皆_二關白_一於正_二位藤原朝臣_一、然後奏下_一如_二天慶故事_一者、此事若有_二何心_一乎、卿相上下深有_二恠氣_一

とあって、こう度々関白・摂政・関白とうごくことについて、諸卿も不審におもつたらしい。道隆としては何か思う所があつたのだろうがここはなお問題が深いが、これ以上は明らかでない。

さて、道隆は、次に、次男伊周を何とか自分のあとづきにしたいと懸命になつてゐる。

伊周は、はじめ道長と同じ官職にあつた。そのまま二人の権大納言はつづいた。そのうちに伊周を強引⁽⁶⁾に道隆は昇進させたのである。それは、一人同じままでは道長に伊周が追越される可能性があると見たからである。そこで伊周を内大臣にしてしまつた。内大臣⁽⁷⁾という官職は、この時代、摂関につくための初めの段階であるとも見られるのである。兼通は権中納言より内覽となり関白太政大臣となる。また、道隆も伊周も権大納言より内大臣となつており、これらの状況からみると、内大臣のポストは大納言から摂関に任せられるときの前段階で、また、大臣の人数に空席がないときに利用されるものであつた。

こうして道隆は強引に伊周を内大臣としてしまい、ここに道長と大きな隔差が出来ることとなつてしまつた。道長は、これに対してひどく憤慨したという記録はないが、おそらく心の中では燃ゆる思いであつたろう。一方、道隆・伊周にしてみれば、もう内大臣に伊周を就任してしまつた今日においては、勝利はこちらのものと思つていたにちがいない。しかし、道隆の臨終が近づくと天皇は、そう簡単に伊周に内覽を与えたかった。⁽⁸⁾『小右記』に詳しくみえるように、「関

「白病間」（長徳元年三月十日）、即ち、道隆が病氣の間、伊周が内覽をすることになったのである。しかし、これを聞いた伊周・道隆および、道隆の妻、伊周の母、高階貴子および高階一家は承知をしなかった。そこで伊周を中心に相談の結果、「関白病間」の「間」の字を「替」と直してほしいと早速、使を遣わして天皇に頼んだのである。しかし、関白の道隆薨去（長徳元年四月十日）まで、その中関白家一家の要求に対しても返事はなかったのである。そして道隆死後、伊周たちの期待は空しく終り道隆の弟、道兼が関白となつたのである。

このあたりの事情は、拙著『藤原道長』（教育社新書）に述べたところで詳細は省略する。

さて、ここで道長に入ろう。伊周は期待に期待をしていたその地位も父子であせり過ぎたためであろう、とうとう失敗してしまった。その後、折角、関白になつた道兼は、残念ながら流行病にかかって奏慶の日より七日で病死してしまつた。道兼を七日関白と称するのはその所以である。

さて、道兼病死の後を伊周は再び期待していたが、やはり天皇は伊周には次の地位を与へず、道長が権大納言で内覽宣旨をうけたのである。（長徳元年）そして道長は、その年、右大臣氏長者となり、翌長徳二年には左大臣正一位となつたのである。

さて、ここで内覽の定規について少し述べておこう。こうして伊周と道長は、すっかり隔差が出来てしまつたのである。このとき、道長の内覽というのは、どういう意味であろうか。即ち道兼は、関白であつたのに、道長はなぜ摂政・関白でなく内覽であつたのだろうか。

先ず内覽の意義を考えよう、内覽は醍醐天皇のとき、天皇は時平と道真に内覽宣旨を与えた。これが内覽のはじめである。これは明らかに基経が阿衡の事件により、天皇との間が面倒なことになり、これにこりた醍醐天皇は、自身、天皇親政でやつて行こうと決心したのである。摂政関白は天皇親政のときには置かれていないが、内覽は醍醐天皇の時平・道真の時のように内覽であつても天皇は親政をとつていたのである。天皇としては、天皇親政を保つていてのことになるのである。このような問題について山本信吉氏⁽⁹⁾が「内覽について」という論文で内覽の意義をいろいろ詳細している。内覽というのは時平・道真が始めてであることは、いまさらいうまでもなく、山本氏によれば、内覽とは摂

関になる前の段階であるとか代行とかいった風に考えられている。それは伊周の場合、あるいは時平・道真の場合でも、とにかく内覽としておいて、いすれば摂政・関白になるとはしてても今の段階ではあくまで天皇自身は一時的に摂関にすることを逃れるということかもしれない。そのようにとれば成程、時平・道真・伊周、いすればの場合も天皇親政であるということを認めることが出来よう。すると道長の場合も、一條天皇が延喜・天暦のように天皇親政を保ちたいためではないかとも考えられる。『神皇正統記』には、

道隆カクレテ、ヤガテ弟右大臣道兼ナラレヌ。七日ト云シニアヘナクウセラレニキ、其弟ニテ道長、大納言ニテオハセシガ内覽ノ宣ヲカウブリテ左大臣マディタラレシカド、延喜・天暦ノ昔ヲオボシメシケルニヤ、関白ハヤメラレニキ。

とあり、これによれば、一條天皇は、おそらく延喜の天皇親政を望んで道長を内覽にしておいたのだろうか。

このように見て行くと、醍醐天皇は時平を摂関にしたくないということから道真とコンビで内覽にしておいたということは充分に考えられよう。また、伊周の場合も、かたちだけでも天皇はあくまで天皇親政をとりたいために内覽としたということも考え得る。このように見れば、山本信吉氏のいうように、内覽は摂政の前段階という風にとることも出来よう。伊周の立場から言えば、いすれば摂関になるのを期待して今は内覽で甘んじてしているという風に考えることも出来る。

しかし、天皇の方にその意志がなければ内覽は形式的なものになってしまうのである。

成程、『小右記』に、この伊周に内覽が与えられたときの事情は詳細に書かれているが、(拙稿『藤原道長』教育社新書参考)、即ち、小右記によれば、伊周はもう天皇との約束を結んでいたようにも考えており、『小右記』長徳元年三月八日の条に、

又頭中將齊信奉勅出陣仰内大臣云、関白煩病之間雜文書。宣旨等先触関白次触内大臣可経奏聞者、内大臣

云、伝勅旨頗以相違、関白煩病之間専委内大臣之由、已有所承、而先触「関白」、相続有可令見文書之仰如何者、仍以此旨。經奏聞仰内大臣云、関白煩病之間、雜文書・宣旨等先觸「関白」次触「内大臣」可經奏聞者、内大臣云、伝勅旨頗以相違、関白煩病之間。専委内大臣之由、已有所承、而先触「関白」、相續有可令見文書之仰如何者、仍以此旨。經奏聞。

とあるとおりであつて、伊周自身も道隆のあと内覽か摂関の地位がめぐつてくるものと考えていたのである。天皇の方はやはり伊周にストレートに内覽を与えるとは思つていなかつたのであると『小右記』によれば考えることが出来、ここに天皇側と道隆側のくいちがいがあつた。そこで頭中将の齊信は、伊周の命をうけ、即ち、「伊周の承る所と違うと」抗しに行く。さらに、『小右記』十日の条によれば、「病間」の「間」の字を「替」に直して下さいとの条件を持出す。『小右記』に「然而天氣不許」とあるように天皇は最後まで伊周に摂関は与えなかつた。それにもし天皇が伊周に摂関をゆるす気があるならば、「関白病間」などという条件はつけなかつたであろう。『小右記』の実資も中関白家のやり方があまりにも強引であきれいでいるぐらいであつて、天皇は、もともと伊周に摂関を与える気はなかつたため、一時しおぎとでもいうか、内覽を与えたというように考えられる。すると、受けた方の伊周側は、もう将来、摂関になると勝手に喜んでいたものの天皇は最初から、その気はなかつたのである。それは『小右記』に書かれているとおり道隆があまりにも伊周に内覽をもたせたいという慾望が強すぎたため、かえつて天皇に不安な気持をもたせてしまつたと同時に、伊周の人柄を天皇は、それ程、信頼していなかつたのである。

このように考えてくると内覽とは、時と場合と人によつて与えられるものであつて、かならずしも摂関の前段階とも言えないこととなる。

さて、ここに注意すべきは、『小右記』に

とあり、伊周とその妻の高階一家（成忠の娘貴子は道隆の北方。伊周の母）の人たちなどは内覽では満足でなく関白を望んでいたことが明瞭である。『小右記』は「謀略之甚何人勝之」と道隆伊周を批判している。

もつとも道隆の場合でも、はじめは関白になり、のちに摂政となつてまた、関白になつてているのだから、内覽・摂政・関白という、それぞれの規定が、それ程、本質的に明確な区別はなかつたのかもしれない。

伊周以前の内覽は、先述の時平・道真の他に伊周以前に兼通がある。これは『河海抄』により明らかになるところであり、

内大臣執政例、忠義公堀河関白兼通、天禄三年十月廿七日内覽、同十一月廿七日内大臣、
とあり、また、『愚管抄』にも「内覽ヲオオセラレテ」とある。兼通は故母后安子の遺言状によつて俄に内大臣となり、そのとき内覽となつたのであるが、これを関白とする説も多い。このあたりについては山本信吉氏が詳細に述べているが、『河海抄』以外には、兼通の内覽という確固たる証拠は見当らない。

このようにみて行くと、内大臣および内覽という例は、伊周・道長以前にも、それ程、沢山の例はない。したがつて最も大きく問題になるのは、やはり伊周・道長からである。

さて、伊周は、これ程、期待していたものの父関白道隆が薨去（長徳元年四月十日）すると、伊周の期待も空しく道兼が関白となつた。しかし、道兼は七日関白で薨じ（前述）伊周は再び期待していたものの、権大納言道長に内覽宣旨は下つてしまつたのである。

今までのところで内覽といつもの定規はあまり明確でない。山本氏の「平安中期の内覽について」という論文が存するのだが、やはり内覽が明瞭になるのは、道長からである。

さて、その道長に入ろう。

その翌年、伊周は、度重なる期待はずれに憂うつになつてゐる時、時もあろうに、つまらぬ恋愛事件から花山法皇に侍従をして弓を向けるという不祥事件をおこしてしまい、大宰權帥となつて九州へ左遷されるという憂き日にあつてしまつた。いわゆる長徳の変である。

さて、道兼が七日関白で薨すると、長徳元年五月十一日、道長に内覽宣旨は下った。権大納言で内覽宣旨。これも珍しい例である。しかし、道長は、その年、右大臣となり、翌二年には左大臣となつたが、一條天皇時代は、左大臣内覽となつたものの、摂関にはなつていない。さて、道長は十数年、こうして内覽をつとめているが、道長の内覽こそ、内覽としての意義が深い。それらについては後述するとして、やはり伊周の内覽は臨時処置のようなものであつて本格的な内覽は道長によつて考慮すべきであろう。伊周の場合の内覽は、簡単に摂関代行とか摂関の前段階とかは言えなくなつてくるのである。

伊周は、妹の定子が、このとき一條天皇の中宮であった。したがつて、道隆・伊周は、自信が強かつたのであろう。定子を頼りにすればという気持が大きかつたのであろう。

しかし、また、道長には、道長の姉詮子があつた。詮子は一條天皇の母后（円融女御）であり、道長には、大へんな心の入れ方である。

『大鏡』によれば、道長の結婚の時も、詮子は、道長に心を入れること多大であった。詮子は先に道隆が源倫子に心があることを示したが、姉詮子は、それを承知しなかつた。しかし、道長の結婚の際は、それを大いに受け入れ、倫子との結婚を賛成したのである。

また、道長の第二婦人源明子の場合も詮子は、早速、賛成したという。

次に、道長を内覽にする場合、『大鏡』によると、一條天皇は、なかなか決心がつかない状況にあるとき、詮子は母后として天皇の寝室にまで入り、道長を然るべくすることを天皇に同意させたのである。詮子は大喜びで、道長の室へ来て、「道長に宣旨が下りましたよ」と涙を流しながら言われたという。（なお、『大鏡』は、これを関白としている）

さて、道長の内覽であるが、これについて、少しくわしく見てみよう。

道長の内覽には、どのような意味があるか。即ち、先述のように天皇が道長を内覽にとどめておきたかったのか、あるいは、道長が、ここに至るまでの伊周の父道隆とのあせりの状況を側で見ていて、二度とあの様な恥かしい様子は人に見せるものではないということを、しみじみ感じていたことは確実である。『小右記』に記する実資の日記からみて

も、道長は本当によくその実況を知っていたのであろう。そこで道長の方から、自分は内覽でいたいという意志表示をして、摂関には、まだなりたくないということを明確に表したのではないとも思われる。このことは、三條天皇の即位のときの状況でも明らかになる。(後述する)以上、二つの考え方が成立つ。

もし、前者なら醍醐天皇のときの時平・道真の場合と同じく、一応、将来に摂政を與えなくとも、一度、内覽だけは与えておこうという考え方であって、この場合は、一條天皇があくまで自身、天皇親政を行いたいという気持からであつたとみて、『神皇正統記』の先述の例と同じである。後者の場合は、いわゆる謙讓の意味である。

さて、もう一つは「一上」の意味である。山本氏が「一上考」(国史学96号、昭和50年5月)という論文を先に発表されているが、道長は、内覽とともに左大臣であり、「一上」であった。「一上」というのは、第一の上卿のことであり、太政官の職事公卿の筆頭者である。それ故、道長は、一條天皇時代は、もちろんのこと、三條天皇の晩年、天皇から准摂政をうけたとき、准摂政となつても道長は、内覽時代と同じく太政官の庶政を自己の手中に把握しておきたかったため、一上の宣旨を得たのである。摂政・関白となると、直接、太政官の行政事務に参加しないのがしきたりであるが、道長は、やはり、一上のことをそのまま続けたかつたのであろう。三條天皇のとき、准摂政で一上を併せ行うというのは異例である。また、森田悌氏も『摂関政治』において、道長が内覽でいるというのは、『類聚符宣抄』の例をひいて、やはり上卿の地位を、そのまま保つて行きたいためであつたと言わわれている。

このように見てくると、やはり、第三番目の上卿を、そのまま続けたいからというのが、もちろん大きな理由のように思われる。それに道長自身も伊周の先例を見ていて自然に謙讓な態度に出たというのも当然であろう。一條天皇が延喜・天暦の親政を憧れて、道長を内覽にしておいたという説は、やはり根拠がうすい様に思われる。

さて、こうして左大臣内覽となつた道長は今後、発展の一路をたどるのである。

やがて長保元年道長の長女彰子は十二歳の若さで入内し、翌年立后⁽¹²⁾する。このとき道隆の娘定子は、正暦年間より后となつておつたが、先に伊周とその弟隆家が花山法皇に弓を射つという不祥事件をおこして以来、即ち、長徳二年、長徳の変によって彼等二人が配流されたことを痛んで、自分で尼となつてしまつた。それ故、天皇には正式の后がない

ということから、道長は行成の進めによつて、彰子を立后させたのである。道長は、暫く躊躇していたが、行成の進めによつて実現したのである。このあたりの事情は、行成の『權記』に詳しい。そして伊周・隆家が帰還してくると、定子は出家していないと言い、また、一條天皇も、これを認め、まさに、その後に皇子（敦康親王）と皇女（媄子内親王）が生まれているのである。それ故、ここに彰子が立后すると、「二后並立」ということになり、律令制に反する制度が出来てしまつた。しかし、その「二后並立」も一年限りで、その翌年、定子は二十五歳の若さで亡くなつてしまつたのである。二后並立の状況が、そのまま長くづければ、定子はもちろんのこと道長も彰子も大へんやりにくい。しかし、ここに定子が亡くなつたのである。道長は常に幸運児である。これより以前、公卿のなかで道長にとって伊周の配流後、先輩の人々が、流行病にかかつて病死している。このおかげで道長は道兼のあと内覽をスムーズにうけることが出来たのである。もし、これらの人々が健全なら道長も簡単に左大臣も内覽の地位もまわつて来なかつたであろう。また、皇后定子が亡くなつたため彰子が一人中宮として立つて行くことが出来たのも幸運だった。十三歳で立后した彰子には、紫式部のような聰明な女流作家が宮仕へをし、家庭教師のような役目をして彰子を中宮として立派に育てている。紫式部は彰子の下に宮仕して自分は道長に認められ、一方では『源氏物語』の執筆を進めつつ彼女、紫式部にとっても幸福だったのだろう。これより先、定子に清少納言が宮仕えしつつ『枕草子』を執筆して行つたように、且ては道長も中関白家全盛期のとき、一條天皇・中宮定子・道隆・伊周等の実態を、美しく明るく書いてあることを多少、うらやましげに眺めるようなこともあつたが、いま、ここに於て道長は十数年前に中関白家全盛期の実況を清少納言が書いて行つたように、紫式部は、道長一家の全盛期の実況を執筆していったのである。とくに、紫式部の場合は、一條天皇の中宮彰子との間の第二皇子敦成親王（後一條天皇）の誕生の御湯殿儀・産養などについてことこまかに『紫式部日記』に執筆をつづけていつたのである。『紫式部日記』の皇子誕生の儀式次第の叙述は、あるいは道長の要請によつて式部が書いて行つたのではないとも言われている。

彰子は十三歳で立后し、幼ない后であつたがよき教養の持主であり、『紫式部日記』などによると、史記とか白氏文集とかを読み、紫式部は、師というべき存在であつたともいい得る。こうして中宮彰子は学問を身につけていった。

こうして言うまでもないことだが、寛弘年間においては、中関白家は没落期にあり、道長の周辺は紫式部が『源氏物語』を書いている時は最も上昇期であったのである。

そして寛弘五年（一〇〇八）には、中宮彰子から待望の皇子敦成親王（後一条天皇）が生れたのは、道長一家にとつて、先ず、外戚確保の第一歩であったのである。また、その翌年、敦良（後の後朱雀天皇）が誕生し、道長にとつては幸福づきだった。

こうして一條天皇時代は道長は天皇とよく合議して、政事を進めて行き、天皇・道長・彰子と三者一体となつて皇子も誕生し、道長にとつても、また、一條天皇にとつても将来は未たのもしい状況にあつたのである。

そして言うまでもないところだが、道長の勢力発展と権力確保には、彰子のおかげがあつた。彰子は、まことに聰明であり、天皇と我が父道長との間を、まことにスマーズにつなぎ保つていつたのである。

しかし、その後、七、八年経ち、彰子は二十歳近くになつたものの皇子懷妊の様子が見えなかつた。そこで、前年の寛弘四年は、大事な年である。この辺で敦成親王誕生に至るまでの事情について述べておこう。

即ち、皇子誕生をひたすら望んでいた道長にとつては、何とか皇子を授かりたいと考え始めたのであつた。それが吉野の金峯山詣である。道長は慎剣に精進潔斎に入り、秋には金峯山詣をしようと決心した。そして寛弘四年八月の『御堂関白記』には、その旅行記と称してもよい叙述が十日余りにわたつて詳細に書かれている。しかし、このように詳細に書かれている日記が存するにも拘らず、道長は金峯山の頂上まで登つたかどうか、未だ明らかでない。『金峯山経筒』が元禄年間に金峯神社附近より発掘されていることからして、金峯神社までは登つて行つていることは確実であり、また、『御堂関白記』によつても金峯神社まで行つていることは明瞭である。そこで、経筒の発掘されたところも、金峯神社附近という説も強いが、三宅敏¹⁴之氏をはじめ、何人かの人々の言われているところによつて、私も頂上まで登つてみると見たいのである。且て和歌森太郎氏の言われたとおり修驗道からみても、道長は、この金峯山詣は慎剣なものであつたということを言われており（『修驗道史研究』）、『御堂関白記』にも祇園とか三十八ヶ所とかその附近にのこる地名も書かれているが、頂上まで登つたという記述はない。しかし、このとき、道長は四十二歳。鍛錬のためにも頂上まで

は、おそらく登っていたと考え得る。では、金峯山詣の目的は何であつたのだろう。それは、和歌森氏の言われるように修験道の上から鍛錬のためであつたと見てよいのだが、同時に、皇子誕生を願うものであつたことを、もう一つの目的であることを考えねばならない。経筒を埋める、自身で法華経を書写し、経筒の中に入れて埋めるというこの宗教心も大へんなものであつたことは今更いうまでもない。もちろん金峯山詣の最大の目的は皇子誕生であるなどと私は申しているのではない。しかし、金峯山に現存している子守三所に道長が詣っていることを見ても、しかも、日記に詳細に書いているということは、やはり、かなり皇子誕生を願う目的があつたと思われる。経筒の法華経の書写も将来の幸福を祈っているということであつて、この一つ即ち修錬と皇子誕生を願うことが大きく彼の気持を占めていたと『御堂関白記』の内容から考え得るのである。頂上まで登つたことは確実であろうと、私は先述したが、頂上まで登つたことを叙述しておらず、子守三所のことを日記に書いているということは、やはり藤原道長の仏教信仰にとつて皇子を授かることを祈ることが最も重要なことであつたと私は考えたい。これについて最近、二つの論文がある。一人は齋藤融氏の「金峯山詣について」（『日本歴史』⁵⁵³号）であり、これは金峯山詣について大へんよく詳細に叙述しており、金峯山詣全体をよくまとめたものとして賞讃したい。また、もう一つ、加瀬文雄氏も「藤原道長の仏教信仰」（『風俗』31巻3号）についてまとめており、これによると最大の目的は、皇子誕生を祈るものであつたという。これも考え方である。いづれにしても四十一歳の道長。大きな抱負をもつて金峯山詣を行なつたことは、彼にとって重要なものであつたと見なければならぬ。そして、その年の師走。栄花物語によれば、道長は、彰子が懷妊ということを聞いて目に涙を浮べて喜んだとある。

そして寛弘五年九月には、先述の敦成親王が誕生したのである。

道長の気持をまとめてみると、自分の外孫である皇子誕生がないまでは道長の気持も落着かなかつたのであろう。また、彰子は人柄が立派で定子亡き後、一條天皇より誕生の敦康親王を後見するということを献身的にしていた。彰子はおそらく我が男子が生れぬうちは敦康を次の東宮にするつもりでいたのであろう。また、道長も敦康誕生のときは、師輔・兼家系の皇子が生まれたといってよろこび、敦康を現在の皇太子居貞親王が三条天皇となり、即位した暁には、敦

康を皇太子にしようとした心中で思っていたらしい。そのことは、『栄花物語』卷五浦々のわかれに、

(道長)
大殿、同じき物を、いときららかにもせさせ給へるかな。筋は絶ゆましきことにこそ有けれとのみぞ。九條どのゝ御族よりほかの事はありなむやと思物から、其中にも、此一筋は心こと也かしなどの給はせらる。と、敦康の誕生を心から喜んでいる。

こうして道長も彰子から敦成(後一條天皇)の誕生以前は、定子腹の一條天皇の第一皇子を皇太子にするつもりでいたらしい。『栄花物語』の道長の敦康の思いは、一段とこまやかである。それもその筈、敦康誕生の折の、そのほかに皇子候補の皇子たちといえば、敦道親王(冷泉天皇と超子の皇子)、敦明親王(三條天皇と城子の皇子)の二人ぐらいである。これらの皇子が皇太子候補になるのなら、道長にとって九條家系の敦康が皇太子になる方がよいに決まっている。たしかに敦康誕生の段階では、これが道長の真実であった。道長としても当然の気持だったろう。敦道・敦明は道長からの関係をみると、敦康よりは遠いのである。従つて彰子とともに道長は、敦康を次の東宮と先づ考えていたとみられる。しかし、寛弘五年に至つて、今、……に自分の直接の孫、敦成が誕生すると、また、別である。

さて、この皇子敦成の誕生については、『御堂関白記』をはじめ、『小右記』・『御産部類記不知記』・『紫式部日記』・『栄花物語』等々に多くの史料が存することは今更いうまでもない。そのときの道長の公私ともに喜びは枚挙にいとまがない。その翌年、幸運にも道長には彰子に一人目の皇子敦良が生まれたことは幸運つづきであった。ここに於て外戚の基盤が充分に固まつたのである。

寛弘七年、伊周は薨じてゐる。同八年、一條天皇は三十二歳の若さで薨じており、今までの東宮居貞親王は、三條天皇となつて即位する。そして三條天皇は道長に閑白になることを進めたが、彼は「今年は慎むべき年により」という理由でことわり、一條天皇のときと同じように内覽となつた。そして「一上」であり、しかも最上の公卿ということが内覽・一上であることにより権威を確保したことも、そこにあるのである。

さて、一條天皇は崩御が近づくと、東宮居貞を枕もとに呼んで敦康のことについて、いろいろと相談をしている。しかし、一條天皇の意見は、はっきりとしており、東宮居貞はもう何も言えず、天皇の言葉にしたがっているというような状況だった。

さて、三條天皇は即位すると、道長に関白になるように進めたのに、どうしてことわったか。ここに、また、関白の意味を考えてみる必要がある。

明らかに道長の方からことわっている。それは先述したところであるが謙譲の意味ともとれるが、やはり一上卿の問題であろう。道長は一上をやめたくなかったのである。従って内覽というのが無難であると考えたのであろう。もし摂政と言われたならばどうであったろうか。三條天皇が即位のとき、即座に、もし関白でなく摂政と天皇に言われば、道長はどうであつたろうか。三條天皇は四年後、天皇の眼疾が進んできたとき、天皇が準摂政で官奏をと道長に言われたとき、道長は承けていた。ここに、やはり、米田雄介氏¹⁶⁾が言われたように、また、多くの人々も言わっていたように摂政は関白よりも一層、天皇の代行というような意味が深かつたということになろう。もし、そうなら関白でなく、三條から摂政と言われば、道長はうけたかもしれないということも考えられよう。道長の兄、道隆は、先に関白となり、後に摂政。再び関白となつている。それ故、そのような見識のない生き方より、やはり最初から道長は摂政になりたかったのだという風に考えてよからう。しかし、外戚でない摂政というのはおかしい。従って我が外孫、敦成親王が即位するまで待とうと道長は多くの考慮の末、決心していたのである。

ここにもう一度、摂政・関白の本質ということを整理してみると、道長の場合、三條天皇が関白になることを進めたにも拘らず、道長は、これを辞退し、始めて我が外孫、敦成が後一條天皇となつて即位したときが摂政となつたということは、やはり竹内理三氏がいわれたように、「摂政は、天皇の代理的行為をなすところから、天皇そのものとさえいわれる地位にあるが、関白はあくまで臣下たるの地位を出しができない」といわれたとおりであるとおもわれる。

一條天皇時代は、道長はともかく一上に執着していたため、準摂政・一上であった。従って結局、三條天皇のときに摂政をことわったということは、三條天皇時代は、一上にあり、二條天皇から一上の宣下をうけていたのである。即ち、

一上という自信によつて関白を辞退していいたとみてよからう。

また、頼通は関白宣下から六日後に准摶政をうけているので、結局は、関白、準摶政・摶政となつて行き、摶政が最高のものということに決定出来るのである。

こうして後一條天皇の即位とともに道長は摶政となつた。（長和五年正月廿九日）だが、その翌年、摶政を辞し、長男頼道に摶政をゆずり、自分はその年十二月、太政大臣從一位となつてゐる。しかし、その翌年、寛仁三年出家し（54歳）その後は、法成寺で法名も行觀と名づけ、宗教生活を送つてゐる。そして六十一歳。法成寺で最後の息を引きとつてゐる。その後、頼道の摶関政治は、いかがであつたか。つづけて述べたいが、それについては稿を改めることにしたい。

- (1) 竹内理三『律令制と貴族政權』Ⅱ、橋本義彦『平安貴族』
- (2) 坂上康俊『関白の成立過程』（笛山晴生記念論文集）
- (3) 『清慎公記』・『類聚符宣抄』によれば、冷泉天皇の時代に実頼は関白となつており、円融天皇のとき、天皇が幼帝であることから摶政となつたとする。『公卿補任』も同じ。
- (4) 頼忠は娘尊子を一條天皇の中宮にしていたが皇子が生まれず外戚となることが出来なかつた。
- (5) 拙著『藤原兼家論』（『平安人物志』所収）
- (6) 正暦三年・四年は二人とも權大納言、道長は正三位。伊周は從三位であつた。正暦五年になると、伊周は三人を越して内大臣となつたのである。
- (7) 拙著『平安朝文学の史的研究』
- (8) 『小右記』長徳元年四月。拙著『平安朝の古記録と貴族文化』
- (9) 山本信吉『平安中期の内覽について』（坂本太郎博士古稀年会編『続日本古代史論集下』）所収
- (10) しかし兼通は『河海抄』以外に内覽としたものはない。内覽と考えてよいかどうか、なお問題である。
- (11) 『一上考』（『国史学』、96号）

(12) 長保二年二月二十五日。『御堂閥白記』・『栄花物語』

拙著『藤原道長』

三宅敏之『藤原道長の埋経』(角田文衛古稀記念『古代学叢論』所収)

『御堂閥白記』寛弘八年八月二十三日の条

(16) 米田雄介氏『準摶政について』(日本歴史349一九七九年六月号)